

【資料 1 - 4】

開発許可等の手数料

(1) 手数料

○各務原市手数料条例

(2) 都市計画法関係手数料に関する留意事項

①開発行為の目的が、自己の居住用、自己の業務用又は非自己用のうち、2以上の目的を有する場合には、主たる開発目的で判断する。

②変更許可申請（法第35条の2第1項）のうち、「その他」に該当するものは以下のとおり。

- ・ 公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事務の変更
- ・ 予定建築物等の用途の変更
- ・ 工区の変更
- ・ 自己業務用開発（1ヘクタール以上に限る。）又は非自己用開発での資金計画の変更
- ・ 自己業務用開発（1ヘクタール以上に限る。）又は非自己用開発での工事施行者の変更

(3) 都市計画法関係手数料 次頁

都市計画法関係手数料一覧表

条 文	内 容	面 積	金 額	備 考
都市計画法 第29条第1項	自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]	
		0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]	
		0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]	
		0.6ha以上 1ha未満	86,000 (120,000) [260,000]	
		1ha以上 3ha未満	130,000 (200,000) [390,000]	
		3ha以上 6ha未満	170,000 (270,000) [510,000]	
		6ha以上 10ha未満	220,000 (340,000) [660,000]	
		10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]	
第35条の2第1項	設 計 変 更		上記の1/10	それぞれ合算した額とし、その額が87万円を超える場合は、87万円とする
	区 域 編 入		編入区域の面積に応じ上記の額	
	そ の 他		10,000	
第41条第2項			46,000	
第42条第1項			26,000	
第43条第1項		0.1ha未満	6,900	
		0.1ha以上0.3ha未満	18,000	
		0.3ha以上0.6ha未満	39,000	
		0.6ha以上1ha未満	69,000	
		1ha以上	97,000	
第45条	自 己 居 住 用		1,700	
	自 己 業 務 用	1ha未満	1,700	
		1ha以上	2,700	
	非 自 己 用		17,000	
第47条第5項	開発登録簿の写	1通につき	470	
都市計画法施行規則第60条	適合証明書交付申請	1通につき	350	
盛土規制法 第18条第1項 第37条第1項	宅地造成中間検査	1,000m ² 以下	2,900	
		1,000m ² 超		
		2,000m ² 以下	3,400	
		2,000m ² 超		
		3,000m ² 以下	4,000	
		3,000m ² 超		
		20,000m ² 以下	5,700	
		20,000m ² 超		
		40,000m ² 以下	11,000	
		40,000m ² 超		
70,000m ² 以下	23,000			
70,000m ² 超				
100,000m ² 以下	40,000			
100,000m ² 超	57,000			